

## 議 事 録

令和3年9月29日（水）午後1時30分から福井市役所本館8階第8AB会議室において9月定例会が開催された。

### ○議事

#### 1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第39号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について	原案どおり可決
第40号議案	農用地利用集積計画の決定について	〃
第41号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	〃
第42号議案	農地の競売等に係る買受適格証明について	〃
第43号議案	農地法第4条第1項の許可の申請について	〃
第44号議案	農地法第5条第1項の許可の申請について	〃
第45号議案	土地区画整理法第136条の規定に基づく土地区画整理事業に対する意見について	〃
第46号議案	農地法第5条第1項の許可の申請について（4ha以上）	〃
第47号議案	現況証明について	〃
第48号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃

#### 2 報告事項

報告番号	報 告 名
第44号報告	農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について
第45号報告	農地法第3条第1項の規定による許可の取消の確認について
第46号報告	農地法第3条の3の規定による届出の確認について
第47号報告	農地法施行規則第29条第1号の規定による転用の届出の確認について
第48号報告	農地法施行規則第53条第14号の規定による転用の事業計画の確認について
第49号報告	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の取消の確認について
第50号報告	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の確認について
第51号報告	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について
第52号報告	非農地通知の取消の確認について
第53号報告	非農地通知の発出について
第54号報告	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

#### 3 その他

○出席委員 23名

2番	伊藤	敏夫	
3番	伊藤	義明	(参与)
4番	前川	雅彦	
5番	小寺	辰夫	
6番	武澤	義明	(会長)
7番	加藤	良子	
8番	岩崎	眞次	
9番	宮浦	啓二	
10番	前川	秀人	
11番	清水	重勝	
12番	伊川	憲邦	
13番	池田	敏雄	(参与)
14番	西岡	得雄	
15番	浅川	健次	
16番	鈴木	謹一	
17番	豊岡	敏広	
18番	野路	直美	(参与)
19番	清水	勝栄	
20番	衣目川	一郎	
21番	廣部	厚	
22番	山本	清幸	(会長職務代理者)
23番	吉田	光範	
24番	田村	洋子	

○欠席委員 1名

1番 寺井 重治

○説明のため出席した者

農政企画課

副主幹 南部 奈 沖

都市計画課

副主幹 中西 洋 介

○事務局出席職員

農業委員会事務局

局長 南 京 良 幸

局次長 南 寿 佳

課長補佐 東 野 尚 樹

主 幹 松 本 光 司

副主幹 三 木 真 人

副主幹 岸 美 帆

主 査 小 林 恵 美

主 査 岡 本 恵 利 佳

主 事 前 田 大 貴

開 会 午後 1 時 3 0 分

(武澤会長挨拶)

議 長  
(6 番  
武澤会長)

それでは、ただ今から 9 月の定例会を開催いたします。  
なお、寺井委員より欠席の連絡を受けております。  
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任について、お諮り  
したいと思います。議事録署名委員につきましては、議事規則第 18 条第 2  
項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。  
それでは、私の方から指名させていただきます。  
12 番 伊川 憲邦 委員、13 番 池田 敏雄 委員、ご両名よろしく  
お願いします。それでは、議事に入ります。  
第 39 号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農  
用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務  
局の説明を求めます。

事務局

(第 39 号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画説明)

農政企画課

(第 39 号議案 農用地利用配分計画（案） 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします  
それではお諮りします。第 39 号議案を、原案のとおり許可することにご  
異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。  
続きまして、第 40 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題  
といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 40 号議案 農用地利用集積計画 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

3番伊藤  
委員

利用権の貸付けにおいて上限・下限の決まりはありますか。50年という期間は長いように感じますが問題ないのでしょうか。

事務局

法律上50年まで設定できることになっています。経営安定の問題上3年以上50年未満で設定を依頼しています。しかし、今月の案件で9カ月のものがありますが、これについては期間満了後中間管理機構への貸付けを予定しているため受けを行っています。50年と設定する水切町の案件については、大型ビニールハウスの建設を予定しており、後継者の育成も検討していることから長期間での貸付けとなります。

3番伊藤  
委員

利用予定者の浅川氏の事情については理解しているが、現在50歳の本人が50年間の貸付けを行うと100歳になるため、本人の意向確認と将来の土地の契約に支障が生じないのか確認したかった。とりあえず、下限についての法律上の決まりはないが、上限については法律上の決まりがあるとの理解でいいのでしょうか。

事務局

それで問題ありません。

議 長

私から補足を申し上げます。借地借家法で上限が50年に延長されたことにより農地法も50年の期間が上限となっています。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします  
それではお諮りします。第40号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。  
続きまして、第41号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第41号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします  
それではお諮りします。第41号議案を、原案のとおり許可することにご  
異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。  
続きまして、第42号議案「農地の競売等に係る買受適格証明について」  
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第42号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします  
それではお諮りします。第42号議案を、原案のとおり許可することにご  
異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。  
続きまして、第43号議案「農地法第4条第1項の許可の申請について」  
及び第44号議案「農地法第5条第1項の許可の申請について」を一括して  
議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局説明

(第43号議案および第44号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当  
番委員でありました鈴木委員から報告をお願いします。

16番  
鈴木委員

第43号議案および第44号議案に関する現地調査につきましてご報告し  
ます。調査日は、9月17日(金)、調査委員は私と山本会長職務代理者、地  
区担当委員5名と事務局3名の計10名で行いました。

調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的な  
ど、妥当でありました以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。

第43号議案及び第44号議案を、原案どおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、第44号議案中、3ないし5番の案件については、福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされることを条件に、また、第44号議案中、2ないし4番の案件は開発行為許可を条件に許可することとします。

続きまして、第45号議案「土地区画整理法第136条の規定に基づく土地区画整理事業に対する意見について」及び第46号議案「農地法第5条第1項の許可の申請について(4ha以上)」を一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

都市計画課  
事務局

(第45号議案 説明)

(第46号議案 説明)

議長

第46号議案の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました鈴木委員から報告をお願いします。

16番鈴木  
委員

第46号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は、9月17日(金)、調査委員は私と山本会長職務代理者、地区担当委員5名と事務局3名の計10名で行いました。

調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など、妥当でありました。以上でございます。

議長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

15番浅川  
委員

第46号議案について、許可申請とは関係ありませんが、譲渡人のところに弁護士と福井市が管理している土地があるようですが、これに関してはどのような扱いになりますか。

事務局

まず、弁護士が管理している土地ですが、所有者含め相続人全員が相続放棄したため、財産管理人である弁護士より申請をいただいているものです。

また、福井市が所有する土地については、過去に都市計画道路河増和田線の道路工事に伴い用地買収の結果、福井市が所有することとなり、現場が農

地であることから一体的に開発するため申請者一覧に含めています。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

他にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。まず、第45号議案に対し、「当該地区及び隣接地域の用排水等農業経営上の問題はない旨」回答することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

したがって、第45号議案は原案に対し異議なしと意見決定いたしました。なお、土地区画整理法第136条の規定により福井県農業会議に意見聴取した後、その内容を踏まえ、福井市長に回答いたします。

続きまして、第46号議案について、お諮りします。

第46号議案を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、第46号議案については、福井県農業会議より「許可相当とする」意見答申がなされること及び農林水産大臣協議を踏まえ「同意を受けること」を条件に許可することとします。

続きまして、第47号議案「現況証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第47号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました鈴木委員から報告をお願いします。

16番  
鈴木委員

第47号議案に関する現地調査につきましてご報告します。調査日は9月17日、私と山本会長職務代理者、地区担当委員9名、事務局3名の合計14名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、すべての案件について、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、現況証明書の交付について問題ないと思われまます。以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。第47号議案を原案どおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第48号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第48号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を 山本会長職務代理者から報告をお願いします。

山本会長職務代理者

第48号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は9月17日、私と鈴木 委員、地区担当委員4名、事務局3名の合計9名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今事務局から説明のありましたとおりです。

また、現況及び周辺農地への影響から判断し、すべての案件について、照会に対して、原状回復命令を行わないと回答することも、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

他に(特に)ないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。第48号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、現状回復命令を行わないと回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。

それでは、第44号報告 ないし 第54号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第44号報告ないし第54号報告 説明)

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

15番  
浅川委員

第49号報告、第50号報告において第49号報告、西方1丁目803番地、登記簿「田」、現況「田」、第50号報告4番、西方1丁目803番地、登記簿「田」、現況「宅地」になっていますが、相違の理由はなぜでしょうか。

事務局

34ページ第49号報告、35ページ第50号報告において第49号報告、西方1丁目803番地、登記簿「田」、現況「田」、第50号報告4番、西方1丁目803番地、登記簿「田」、現況「宅地」になっておりますが、正しくは34ページ第49号報告、西方1丁目803番地、登記簿「田」、現況「宅地」となります。失礼いたしました。こちらは訂正させていただきます。

議長

他にございませんか。

13番  
池田委員

第53号報告について、令和2年度非農地判断を行った対象地は多数あるが、発送の優先順位をどのように決めているのか。事務局の事務処理の問題なのか森林組合などから依頼があつて優先的に送付しているのか、どのような理由で順位を設定していますか。

事務局

非農地通知書の発出については、事務局長専決で処理していますが、農業委員が決めた順位で発出するほか奈良瀬町のように美山森林組合からの依頼に基づき急いで発出しているものもあります。

議長

他にございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

議長

続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

(今後の日程説明)

議長

本日の審議内容の総括を、山本 会長職務代理者よりお願いします。

山本会長職務代理者

本日の定例会は第39号議案から第48号議案まで全て原案どおり承認又は決定をいただきました。また、第44号報告から第54号報告まで全て確認をさせていただきました。以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議 長

これもちまして、9月の定例会を閉会いたします。  
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午後3時00分